

危険ブロック塀などの除却に助成金を交付します

地震や事故に備え、安全で安心な暮らしができるように、危険なブロック塀などを除却する場合の工事費用を助成します。

申請するには、図面などの添付書類が必要になりますので、申し込みの前に詳しい手続き方法などをお問い合わせください。

対象

- ① 次の全てを満たすもの
- ② 道路に面し、道路からの高さが1メートル以上のもの
- ③ 市が調査を行い危険と判定したもの
- ④ 3年度内に工事が完了するもの

助成額

ブロック塀の面積1平方メートル当たり4000円(限度額15万円)

その他

ブロック塀の調査が未実施の場合は、市が随時調査に伺い、判定を行います。
なお、すでに除却が完了したブロック塀でも、市の調査

で危険と判定されているブロック塀は、工事前の写真などがあれば補助の対象となる場合があります。
※地震などで倒壊したものは対象になりません。

受付場所

建築住宅課住宅計画係、各総合支所地域振興課

危険なブロック塀を撤去しましょう

ひび割れがあるなど、倒壊のおそれのあるブロック塀を設置している所有者または管理者は、建築住宅課に相談してください。



優良工事・優良業者を表彰しました

市では、建設業者の施工技術の向上と育成を目的に、市が発注した建設工事に対し、優良な成績で完成した業者を表彰しています。

市が発注し、平成29年度に完成した建築工事、設備工事、土木工事のうち、特に施工の取り組みが優秀で、他の模範となる工事を選択し、品質の高い工事を行った施工業者8社を優良業者として、7月9日に表彰状を授与しました。

業所

古川第二小学校水泳プール耐震化改修工事(機械)

土木部門

■ 榑仙北建設

平成28年度化女沼古代の里整備工事

▼ 東北二チレキ工事(榑大崎営業所)

平成29年度緒絶川周辺道路石畳風舗装工事

榑古川土地

北原地区市道改良工事

▼ 東北舗道建設(榑)

平成29年度市道砂田線舗装修繕工事(北坂地区)

平成30年度優良工事・優良業者

建築部門

▼ 榑藤山工務店

三本木小学校水泳プール改築工事(建築)

▼ 榑村田工務所

古川第四小学校屋内運動場大規模改修工事(建築)

▼ 榑荒谷土建

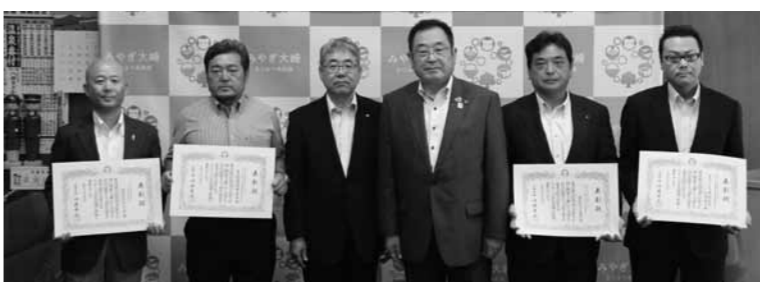
古川第二小学校水泳プール耐震化改修工事(建築)

設備部門

▼ 榑協栄工務店



▲表彰式に出席した優良業者の皆さん(左から榑藤山工務店、榑村田工務所、榑荒谷土建、榑協栄工務店)



▲表彰式に出席した優良業者の皆さん(左から榑古川土地、東北舗道建設(榑)、榑仙北建設、東北二チレキ工事(榑大崎営業所))

世界農業遺産理解促進の取り組みを応援します

世界農業遺産に認定された大崎耕土には、重要な農業資源や農村の歴史・文化、豊かな生物多様性などがあります。これらが多くの人に理解され、未来に受け継がれていくよう、世界農業遺産の価値の理解促進を目的とした取り組みに、補助金を交付します。

対象者

市民、まちづくり協議会、住民団体、NPO法人、企業など

対象事業

- ① 世界農業遺産認定を市内外にPRするための事業
- ② 学習会・研修会の開催
- ③ 調査・研究の実施
- ④ 農文化(民俗芸能、農耕儀礼、食文化など)の普及促進
- ⑤ そのほか、世界農業遺産の価値の掘り起こしや理解の促進に関する事業

対象経費

- ① 事業実施のために雇用した人の賃金
- ② 出演者などへの謝礼・旅費
- ③ 消耗品・印刷製本費などの需用費(食糧費除く)

通信運搬費・広告・保険料などの役務費

会場設営費などの委託料

会場や機械器具などの使用料や賃借料

そのほか、市が必要と認める経費

※飲食費や団体などの運営に関する経費、事業を実施する構成員への謝礼など、適当と認められない経費は補助金の交付対象外です。

補助額

補助対象経費を合算した額に、補助率2分の1を乗じて得た額(限度額30万円)

申込方法

世界農業遺産推進課(または各総合支所地域振興課)で配布する申請書に必要事項を記入し、関係書類を添えて、世界農業遺産推進課に提出

※申請書は、市ウェブサイト(http://www.city.osaki.miyagi.jp/index.cfm/37_25939.html)に掲載しています。

創業に挑戦する人を応援します

創業を促進し、地域経済の活性化を図るため、創業に挑戦する人に大崎市創業者応援補助金を交付します。

対象者

市内で新たに創業する人で、次のすべてに該当する人

① 平成30年4月1日以降補助事業期間終了日(最長で平成31年1月31日)までに、個人開業または会社法第2条第1号に規定する会社の設立を行い代表となる人で、市内に事務所を設置または設置しようとしている人

② 市内に住所を有する人または補助事業期間終了日までに、住所を有する予定の人

③ 同一の事業において、国、地方自治体、公益法人などから補助金などの交付を受けていない人

④ 市税を滞納していない人

⑤ 開業予定地域の商工団体から複数回の指導・支援を受け、事業計画書などを作成した人

⑥ 創業後も、商工団体からの

経営指導などの支援を継続して受けることができる人

市が指定する報告会で事業報告を行える人

対象事業

次のすべてを満たす事業

① 地域に新たな需要や雇用を創出し、地域産業への波及効果が期待できる事業

② 特徴があり、独創性や新規性のある事業

③ 事業の内容・計画に妥当性や優位性があり、事業の継続性と将来的な成長性が期待できる事業

④ 地域における創業の模範となるような事業

⑤ 公序良俗に反しない事業

対象経費

① 設備・備品費など

② 広報費

③ 商品開発費

④ 外部専門家への謝金(旅費含む)

⑤ 開業事務手続費(租税公課除く)

⑥ そのほか、市が必要と認める経費

補助額

創業時の経費で、対象経費のうち2分の1以内(限度額100万円)

予定件数 5件

申込方法

産業商工課または開業予定地の商工団体で配布する申請書に必要事項を記入し、開業予定地の商工団体へ申し込み

▼ 古川商工会議所 ☎240055

▼ 大崎商工会 ☎22272

▼ 玉造商工会 ☎20027

※8月1日(水)から受け付けし、予算に達した時点で締め切ります。

※申請書は、市ウェブサイト(http://www.city.osaki.miyagi.jp/index.cfm/8_13006_96_221.html)でも掲載しています。

